

秋田県告示第685号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成28年12月27日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
一般国道	342号	雄勝郡東成瀬村椿川字下村68番地先から2番地先まで

2 供用開始の期日 平成28年12月27日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 秋田県雄勝地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成28年12月27日から平成29年1月9日まで(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)